

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第七十号

平成二十五年
十月十五日

火曜日

目次

- 選挙管理委員会
○政治団体の名称等の届出……………一
○不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

平成二十五年十月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
広瀬あきひろ後援会	雨宮正康	楠智昭	甲州市塩山下塩後三二六	平成二十五年九月十日	平成二十五年九月十二日
小沢まこと後援会きぼう	岩村茂樹	小澤真	都留市上谷一―四―八	平成二十五年九月二十五日	平成二十五年九月二十五日
泰和会	望月豊昭	近藤二三男	南巨摩郡身延町小田船原一	平成二十五年九月二十五日	平成二十五年九月二十六日
赤池朗後援会	熊谷真二	天野公高	南巨摩郡身延町切石一五五	平成二十五年九月三十日	平成二十五年九月三十日
丹沢たかし後援会	丹澤孝	一瀬久	西八代郡市川三郷町市川大門九四七	平成二十五年九月二十七日	平成二十五年十月一日
小林けんた後援会	小俣潤	佐藤賢一	都留市四日市場八九―六	平成二十五年十月一日	平成二十五年十月一日

山本よしまさ後援会	山本美正	山下浩之	都留市十日市場七九六	平成二十五年 九月三十日	平成二十五年 十月一日
佐野かつや後援会	佐野勝也	雨宮順子	西八代郡市川三郷町上野一六〇二―一	平成二十五年 十月七日	平成二十五年 十月七日
庄司寛後援会	小島雄一	古田智博	都留市四日市場二五六	平成二十五年 十月七日	平成二十五年 十月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨支部	葛木喜一	古屋弘和		平成二十五年 九月九日	平成二十五年 九月十日
旧	自由民主党山梨支部	葛木喜一	佐藤勇		平成二十五年 九月九日	平成二十五年 九月十日
新	大石源廣後援会	葛木良文	鈴木敏行		平成二十五年 九月五日	平成二十五年 九月十二日
旧	大石源廣後援会	葛木良文	鈴木敏行		平成二十五年 九月五日	平成二十五年 九月十二日
新	自由民主党上野原支部		中島初男	甲府市丸の内一―一七―一八 東山ビル2―B	平成二十五年 九月十八日	平成二十五年 九月二十日
旧	自由民主党上野原支部		中島初男	甲府市丸の内一―一七―一八 東山ビル2―B	平成二十五年 九月十八日	平成二十五年 九月二十日
新	森屋ひろし後援会山梨森成会		許山敏	甲府市丸の内二―一九―三	平成二十四年 九月二十日	平成二十五年 九月二十六日
旧	森屋ひろし後援会山梨森成会		許山敏	甲府市丸の内二―一九―三	平成二十四年 九月二十日	平成二十五年 九月二十六日
新	山梨県林業政治連盟		生井健二		平成二十四年 八月三十一日	平成二十五年 九月三十日
旧	山梨県林業政治連盟		生井健二		平成二十四年 八月三十一日	平成二十五年 九月三十日
新	山梨県林業政治連盟	土橋金六			平成二十五年 五月二十八日	平成二十五年 九月三十日
旧	山梨県林業政治連盟	土橋金六			平成二十五年 五月二十八日	平成二十五年 九月三十日
新	自由民主党山梨県参議院選挙区第一支部	藤原忠直		甲府市丸の内一―一七―一八 東山ビル2―B	平成二十五年 九月二十日	平成二十五年 十月四日
旧	自由民主党山梨県参議院選挙区第一支部	藤原忠直		甲府市丸の内一―一七―一八 東山ビル2―B	平成二十五年 九月二十日	平成二十五年 十月四日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
丹澤 孝	山梨県議会議員	丹沢たかし後援会	西八代郡市川三郷町市川大門九四	丹澤 孝	平成二十五年 九月二十七日	平成二十五年 十月一日

政治資金規正法第十九条第三項第三号の届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	森屋 宏		森屋ひろし後援会山梨森成会	甲府市丸の内一―一七―一八 東山ビル2―B		平成二十五年九月二十日	平成二十五年九月二十六日
旧				甲府市丸の内二―九―三			

山梨県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第二十五号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十五年十月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

表中「富士吉田市下吉田七五七五番地」を「富士吉田市下吉田九丁目九番一〇号」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番